発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

〈条　例〉　ページ

○奈良県情報公開条例の一部を改正する条例　五
○奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例　五
○県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例　五
○奈良県手数料条例の一部を改正する条例　六
○奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県自然環境保全条例の一部を改正する条例　一〇
○奈良県身体障害者療護施設条例等の一部を改正する条例　一二
○奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例　一四
○旅館業法施行条例等の一部を改正する条例　一四

公布された条例のあらまし

◇奈良県情報公開条例の一部を改正する条例（総務課）

1　役員及び職員の職務の遂行に係る情報が開示の対象となる独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する独立行政法人等をいう。）に日本郵政公社が加わることに伴い、規定の整備を行うこととした。

2　平成十五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）

1　奈良県職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

知事の事務部局の職員	
一般事務部局の職員	三、五四一人→三、五三二人
県立病院の職員	一、一四七人→一、一三九人
奈良県立医科大学及び奈良県立医科大学看護短期大学部の職員	
奈良県立大学の職員	一、二九六人→一、三一九人
県営水道の事務部局の職員	三八人→三七人
議会事務部局の職員	一二八人→一一九人
教育委員会の事務部局の職員	三八人→三七人
	四二二人→四一四人

2　県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員	八千百一人→八千五十九人

3　奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

高等学校	二、四五七人→二、四〇七人
盲学校、ろう学校及び養護学校	八一四人→八一二人

4　奈良県警察職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

警察官	二、二五六人→二、二八六人
警察官以外の職員	三六四人→三六〇人

5　平成十五年四月一日から施行することとした。

◇県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1　職員に対して支給する旅費のうち宿泊料及び食卓料の額は、次のとおりとすることとした。

宿泊料（一夜につき）	
食卓料（一夜につき）	

甲地方	乙地方	
一万千六百円	一万五百円	二千三百円

2　施行期日等

(1)　平成十五年四月一日から施行することとした。

(2)　その他所要の経過規定を置くこととした。

(3)　関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）

1　児童福祉法の一部改正に伴い、次の手数料を新設することとした。

(1)　保育士登録申請手数料

(2)　保育士登録証書換え交付手数料

(3)　保育士登録証再交付手数料

2　遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正に伴い、遊漁船業者登録申請手数料等を新設することとした。

3　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の全部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

4　建築基準法の一部改正に伴い、総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料等を新設することとした。

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

3の1の(2)及び(3)　平成十五年十一月二十九日

◇奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県自然環境保全条例の一部を改正する条例（市町村課、風致保全課）

1　奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正

(1)　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則の改正に伴い、各市町村が処理することとする事務について、規定の整備を行うこととした。

(2)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　奈良県自然環境保全条例の一部改正

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正に伴い、奈良県自然環境保全審議会の所掌事務について、規定の整備を行うこととした。

3　平成十五年四月十六日から施行することとした。ただし、1の(2)については、同月一日から施行することとした。

◇奈良県身体障害者療護施設条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）

1　奈良県身体障害者療護施設条例の一部改正

県が設置する身体障害者療護施設の利用者は、身体障害者福祉法で定める額の利用料金を管理受託者（施設の管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。）に支払わなければならないこととした。

2　奈良県知的障害者援護施設条例の一部改正

県が設置する知的障害者援護施設の利用者は、知的障害者福祉法で定める額の利用料金を管理受託者に支払わなければならないこととした。

3　奈良県児童福祉施設条例の一部改正

(1)　奈良県立登美学園及び奈良県立筒井寮の施設において児童居宅支援を受ける者は、児童福祉法で定める額の使用料を納めなければならないこととした。

(2)　管理を委託した児童福祉施設において児童居宅支援を受ける者は、児童福祉法で定める額の利用料金を管理受託者に支払わなければならないこととした。

4　奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正

奈良県心身障害者リハビリテーションセンターの施設において身体障害者居宅支援又は身体障害者施設支援を受ける者から、身体障害者福祉法で定める額の使用料を徴収することとした。

5　平成十五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高齢福祉課介護保険

室）

1　財政安定化基金拠出金に係る条例で定める割合は、千分の一（現行千分の五）とすることとした。

2　平成十五年四月一日から施行することとした。

◇旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（生活衛生課）

一　旅館業法施行条例の一部改正

1　ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとすることとした。

(1)　次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備が設けられていること。

ア　床面積は、三・三平方メートル以上であること。

イ　玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）のすべてが必ず通過する場所に設けられていること。

ウ　宿泊者等と直接面接できる構造であること。

エ　受付台が設けられていること。

オ　客室のかぎを保管する設備（宿泊者等が客室のかぎを自動的に受け取れる構造でないものに限る。）が設けられていること。

(2)　施設の規模に応じた適当な広さのロビー並びにいす及びテーブル式の食堂並びに調理室を有すること。

(3)　洋式の構造設備による客室の数は、総客室数の二分の一以上であること。

(4)　次に掲げる要件を備えた客室が設けられていること。

ア　宿泊者等の衣類その他携帯品を安全に保管することができる設備を有すること。

イ　浴室又はシャワー室、便所及び洗面設備を有すること。ただし、共同用のものが、浴室又はシャワー室にあっては施設の適当な場所に、便所又は洗面設備にあってはそれらを有しない客室が属する階ごとに設けられている場合は、この限りでないこととした。

ウ　和式の構造設備による場合は、2の(1)に該当するものであること。

(5)　施設の規模に応じた冷房の設備を有すること。

(6)　共同用の浴室又はシャワー室が設けられている場合は、次の要件を満たすものであること。

ア　男子用及び女子用の区分があること。

イ　外部から見通されない構造であること。

ウ　男子用及び女子用のものが隣接して設けられている場合は、相互に見通すことができない構造であること。

エ　男子用及び女子用の脱衣室が設けられていること。

(7)　共同用の便所が設けられている場合は、当該設置箇所ごとに適当な数の大便器及び小便器を有すること。

(8)　共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられている場合は、その便所とは、扉等で区画されていること。

(9)　施設の適当な場所に寝具類の保管設備を有すること。

(10)　寝具類は、定員数以上保有していること。

2　旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとすることとした。

(1)　出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等とは、壁又は板その他これらに類するもので区画されていること。

(2)　宿泊者等が玄関において靴等を脱がずに客室を利用できる施設にあっては1の(2)に掲げる基準に適合するロビー、その他の施設にあっては次に掲げる要件を備えた玄関広間が設けられていること。

ア　床面積は、五平方メートル以上であること。

イ　宿泊者等の定員に応じた靴等の保管設備が設けられていること。

(3)　施設の規模に応じた暖房の設備を有すること。

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、1の(1)（客室の出入口にかぎのついていない施設にあっては、オを除く。）、(4)のア、(6)及び(8)から(10)までに掲げる基準に適合するものであること。

3　簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとすることとした。

(1)　一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。

(2)　階層式寝台が設けられている場合は、一寝台の大きさは、幅〇・九メートル以上、長さ一・八メートル以上であり、二段までであること。

(3)　施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する施設が設けられていること。

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、1の(6)（ア及びエを除く。）及び(8)から(10)まで並びに2の(1)に掲げる基準に適合するものであること。

4　一定の地域内においては、ホテル営業の施設の構造設備の基準、旅館営業の施設の構造設備の基準又は簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、1の(1)から(10)まで、2の(1)から(4)まで又は3の(1)から(4)までに掲げるもののほか、次のとおりとすることとした。

(1)　施設の外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

(2)　宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。

(3)　ロビー又は玄関広場が設けられている場合は、玄関帳場に接続していること。

(4)　浴室又はシャワー室は、壁等で区画され、これらの内部が当該浴室又はシャワー室の外から見通すことができない構造であること。

(5)　動力により振動し、又は回転するベッド、横臥(が)している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者等の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと。

5　下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとすることとした。

(1)　一客室の床面積は、五平方メートル以上であること。

(2)　2の(1)に掲げる基準に適合し、かつ、客室の出入口には、施錠設備を有すること。

(3)　客室には、寝具類の保管場所が設けられていること。

(4)　施設の規模に応じた適当な広さの洗濯場及び物干場を有すること。

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、1の(6)（ア及びエを除く。）、(8)及び(10)に掲げる基準に適合するものであること。

6　季節的状況、地理的状況その他特別の事情により1から5までに定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、これらの基準によらないことができることとした。

7　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　奈良県理容師法施行条例の一部改正

理容所以外の場所で業務を行うことができる条例で定める場合は、次のとおりとすることとした。

(1)　理容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容を行う場合

(2)　児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容を行う場合

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして知事が定める場合

三　奈良県美容師法施行条例の一部改正

美容所以外の場所で業務を行うことができる条例で定める場合は、次のとおりとすることとした。

(1)　美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で美容を行う場合

(2)　児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して美容を行う場合

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして知事が定める場合

四　施行期日等

1　平成十五年四月一日から施行することとした。

2　その他所要の経過規定を置くこととした。

3　関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

条　例

奈良県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

奈良県知事　柿本善也

奈良県条例第二十八号

奈良県情報公開条例の一部を改正する条例

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号ヴ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

附　則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

奈良県知事　柿本善也

奈良県条例第二十九号

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

（奈良県職員定数条例の一部改正）

第一条　奈良県職員定数条例（昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三、五四一人」を「三、五三二人」に、「一、一四七人」を「一、一三九人」に、「一、二九六人」を「一、三一九人」に、「三八人」を「三七人」に、「一二八人」を「一一九人」に、「四二三人」を「四一四人」に、「六、六五七人」を「六、六四四人」に改める。

（県費負担教職員定数条例の一部改正）

第二条　県費負担教職員定数条例（昭和三十二年三月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八千百一人」を「八千五十九人」に改める。

（奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正）

第三条　奈良県立高等学校等職員定数条例（昭和三十二年三月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、四五七人」を「二、四〇七人」に、「八一四人」を「八一二人」に改める。

（奈良県警察職員定数条例の一部改正）

第四条　奈良県警察職員定数条例（昭和二十九年六月奈良県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、二五六人」を「二、二八六人」に、「三六四人」を「三六〇人」に、「二、六二〇人」を「二、六四六人」に改める。

附　則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

奈良県知事　柿本善也

奈良県条例第三十号

県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（宿泊料）

第六条　内国旅行の宿泊料の額は、法第二十一条第一項の規定にかかわらず、宿泊先の区分に応じた別表第三の定額による。

第十二条を第十四条とし、第八条から第十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第七条第二号中「法別表第一」を「別表第三」に改め、同条を第九条とし、同条の前

に次の二条を加える。

（食卓料）

第七条　内国旅行の食卓料の額は、法第二十二条第一項の規定にかかわらず、別表第三の定額による。

（着後手当）

第八条　内国旅行の着後手当の額は、法第二十四条の規定にかかわらず、別表第二の日当定額の五日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第三の宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

別表第二中「第六条」を「第八条」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三（第六条―第九条関係）

宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
甲地方	乙地方	
一万千六百円	一万五百円	二千三百円

備考　宿泊料の欄中甲地方とは、法別表第一の一の備考に規定する甲地方をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正）

3　奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項ただし書中「定めのある旅費」の下に「（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）」を加える。

（知事、副知事及び出納長の給与並びに旅費に関する条例の一部改正）

4　知事、副知事及び出納長の給与並びに旅費に関する条例（昭和二十二年七月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「定めのある旅費」の下に「（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）」を加える。

（委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

5　委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「定めのある旅費」の下に「（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）」を加える。

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県条例第三十一号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

（奈良県手数料条例の一部改正）

第一条　奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十四の項の次に次のように加える。

百十四の二	保育士登録申請手数料	児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十五号）附則第二条の規定に基づく同法による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八に規定する登録に関する事務に関し必要な準備として行う保育士の登録の申請に対する審査	四千二百円	登録申請のとき。

別表第一の二百八十五から二百八十七までの項を次のように改める。

二百八十五	遊漁船業者登録申請手数料	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査	二万八千円	登録申請のとき。
二百八十六	遊漁船業者登録更新申請手数料	遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	一万七千円	登録更新申請のとき。
二百八十七	削除			

八十七				

別表第一の三百九の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第四条第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第七条第三項各号」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号」に改め、同表の三百十の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第四条第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項」に改め、同表の三百十一の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第七条ノ四第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項」に改め、同表の三百十二の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ二第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項」に改め、同表の三百十三の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ三第二項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項」に改め、同表の三百十四の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ三第二項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項」に、「記章の」を「狩猟者記章の」に改め、同表の三百七十三の項中「第五十二条第七項、第八項又は第十一項」を「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」に改め、同表の三百七十五の項中「第五十四条の二第一項第二号」を「第五十三条の二第一項第三号又は第四号」に改め、同表の三百八十三の項及び三百八十四の項を次のように改める。

三百八十三	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	建築基準法第六十条の二第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	十六万円	許可申請のとき。

建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料			
三百八十四	削除		

別表第一の三百八十五の項中「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に、「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の三第一項」に改め、同表の三百八十六の項中「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に、「第六十八条の四第四項」を「第六十八条の三第四項」に改め、同表の三百八十七の項中「再開発地区計画の区域における」を「地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた」に、「第六十八条の五第一項」を「第六十八条の四」に改め、同表の三百八十八の項中「再開発地区計画」を「高度利用等を図る地区計画等」に、「第六十八条の五第二項」を「第六十八条の五の二第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

三百八十八の二	地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築基準法第六十八条の五の四第一項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第二項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円　認定申請のとき。

三百八十八の三	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査	建築基準法第六十八条の五の五第一項の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査の特例認定申請手数料	二万七千円　認定申請のとき。

別表第一の三百九十二の項の次に次のように加える。

三百九十二の二	総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第八十六条第三項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が二である場合	二十二万円　許可申請のとき。
			建築物の数が三以上である場合	二十二万円に二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を

					加算した額
三百九十二の三	既存建築物を前提とした総合的設計による区域内に広い空地を有する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第八十六条第四項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合	許可申請のとき。	二十二万円
			建築物の数が二以上である場合	許可申請のとき。	二十二万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

別表第一の三百九十三の項中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同項の次に次のように加える。

三百九十三の二	同一敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料	建築基準法第八十六条の二第二項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可の申請に対する審査	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合	許可申請のとき。	二十二万円
			建築物の数が二以上である場合	許可申請のとき。	二十二万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

別表第一の三百九十四の項中「認定」の下に「又は許可」を加える。

三百九十四	同一敷地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料	建築基準法第八十六条の二第三項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可の申請に対する審査	建築物（同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合	許可申請のとき。	二十二万円
			建築物の数が二以上である場合	許可申請のとき。	二十二万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

第二条　奈良県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の百十四の項中「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第十項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第二項」に改め、同表の百十四の二の項中「児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十五号）附則第二条の規定に基づく同法による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八に規定する登録に関する事務に関し必要な準備として行う」を「児童福祉法第十八条の十八第三項の規定に基づく」に改め、同項の次に次のように加える。

百十四の三	保育士登録証書換え交付手数料	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十七条第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	千六百円	書換え交付申請のとき。
百十四の四	保育士登録証再交付手数料	児童福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付	千百円	再交付申請のとき。

附　則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定（同表の三百九の項から三百十四の項までを改める部分に限る。）　平成十五年四月十六日

二　第二条の規定　平成十五年十一月二十九日

奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県条例第三十二号

奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県自然環境保全条例の一部を改正する条例

（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条　奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同項の次に次のように加える。

十一　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1　法第九条第一項の規定による鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的でする鳥獣（規則で定めるものに限る。）の捕獲等又は鳥類（規則で定めるものに限る。）の卵の採取等の許可 2　法第九条第四項の規定により有効期間を定めること（1の許可に係るものに限る。）。 3　法第九条第五項の規定による条件の付加（1の許可に係るものに限る。）	各市町村	

4　法第九条第七項の規定による許可証の交付（1の許可に係るものに限る。）

5　法第九条第八項の規定による従事者証の交付（1の許可に係るものに限る。）

6　法第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付（1の許可に係るものに限る。）

7　法第九条第十一項の規定による返納の受理（1の許可に係るものに限る。）

8　法第九条第十二項の規定による報告の受理（1の許可に係るものに限る。）

9　法第十条第一項の規定による命令（3の条件に違反した者に対するものに限る。）

10　法第十条第二項の規定による許可の取消し（1の許可に係るものに限る。）

11　法第十九条第一項の規定による登録（規則で定める事由により法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係るものに限る。）

12　法第十九条第三項の規定による登録票の交付（規則で定める事由により法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係るものに限る。）

13　法第十九条第五項の規定による有効期間の更新（規則で定める事由により法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係るものに限る。）

14　法第十九条第六項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付（12の登録票の交付に係るものに限る。）

15　法第二十条第三項の規定による届出の受理（規則で定める事由により法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係るものに限る。）

16　法第二十一条第一項の規定による返納の受理（12の登録票の交付に係るものに限る。）

17　法第二十二条第二項の規定による登録の取消し（11の登録に係るものに限る。）

18　法第二十四条第一項の規定による鳥獣等（規則で定めるものに限る。）の販売の許可

19　法第二十四条第三項の規定により有効期間を定めること。

20　法第二十四条第四項の規定による条件の付加

21　法第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付

22　法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付

23　法第二十四条第八項の規定による返納の受理

24　法第二十四条第九項の規定による命令（20の条件に違反したものに限る。）

25　法第二十四条第十項の規定による許可の取消し（18の許可に係るものに限る。）

26　法第七十五条第一項の規定による報告の徴収（1の許可に係るものに限る。）

27　省令第七条第十項の規定による届出の受理（1の許可に係るものに限る。）

28　省令第七条第十一項の規定による届出の受理（1の許可に係るものに限る。）

29　省令第七条第十二項の規定による届出の受理（1の許可に係るものに限る。）

30	省令第七条第十三項の規定による届出の受理（1の許可に係るものに限る。）
31	省令第二十条第五項の規定による届出の受理（12の登録票の交付に係るものに限る。）
32	省令第二十条第六項の規定による届出の受理（12の登録票の交付に係るものに限る。）
33	省令第二十四条第五項の規定による届出の受理
34	省令第二十四条第六項の規定による届出の受理

別表第二の十二の項事務の欄1中「第十四条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄2中「第十四条第三項」を「第九条第三項」に改め、同欄3中「第十七条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同欄4中「第十八条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同欄5中「第二十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表の十三の項事務の欄1中「第十五条第二項」を「第十条第二項」に改め、同欄2中「第十五条第三項」を「第十条第三項」に改め、同欄3中「第十七条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同欄4中「第十八条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同欄5中「第二十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同欄6中「第四十条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同欄7中「第四十条第三項」を「第五十六条第三項」に改め、同表の十四の項事務の欄中「第四十六条第二項」を「第六十六条第二項」に、「第四十条」を「第五十六条」に改める。

（奈良県自然環境保全条例の一部改正）

第二条　奈良県自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」に改める。

附　則

この条例は、平成十五年四月十六日から施行する。ただし、第一条中別表第二の改正規定は、同月一日から施行する。

奈良県身体障害者療護施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県条例第三十三号

奈良県身体障害者療護施設条例等の一部を改正する条例

（奈良県身体障害者療護施設条例の一部改正）

第一条　奈良県身体障害者療護施設条例（平成十年三月奈良県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十四年法律第二百八十三号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第三条　施設の利用者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を管理受託者（前条の規定に基づき施設の管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2　利用料金は、別表の上欄に定める区分に応じ同表の下欄に掲げる額とする。

3　管理受託者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

施設の利用者	利用料金
法第四条の二第一項に規定する身体障害者居宅支援を受ける者	法第十七条の四第二項第一号に掲げる額

法第五条第二項に規定する身体障害者施設支援を受ける者	法第十七条の十第二項第一号に掲げる額

（奈良県知的障害者援護施設条例の一部改正）

第二条　奈良県知的障害者援護施設条例（昭和五十七年三月奈良県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十五年法律第三十七号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第三条　知的障害者援護施設の利用者は、当該知的障害者援護施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を管理受託者（前条の規定に基づき知的障害者援護施設の管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2　利用料金は、別表の上欄に定める区分に応じ同表の下欄に掲げる額とする。

3　管理受託者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

知的障害者援護施設の利用者	利用料金
法第四条第一項に規定する知的障害者居宅支援を受ける者	法第十五条の五第二項第一号に掲げる額
法第五条第二項に規定する知的障害者施設支援を受ける者	法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額

（奈良県児童福祉施設条例の一部改正）

第三条　奈良県児童福祉施設条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十二年法律第百六十四号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条を第五条とし、第二条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第四条　前条の規定に基づき管理を委託した児童福祉施設（以下「委託施設」という。）において法第六条の二第一項に規定する児童居宅支援を受ける者は、委託施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を管理受託者（委託施設の管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2　利用料金は、法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額とする。

3　管理受託者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（使用料）

第二条　奈良県立登美学園及び奈良県立筒井寮の施設において法第六条の二第一項に規定する児童居宅支援を受ける者は、使用料を納めなければならない。

2　前項の使用料の額は、法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額とする。

（奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第四条　奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4　前条第三号又は第四号に規定する事業を行うリハビリテーションセンターの施設の利用については、使用料を徴収する。

5　前項の使用料の額は、身体障害者福祉法第四条の二第一項に規定する身体障害者

居宅支援を受ける者にあつては同法第十七条の四第二項第一号に掲げる額、同法第五条第二項に規定する身体障害者施設支援を受ける者にあつては同法第十七条の十第二項第一号に掲げる額とする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

附　則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県条例第三十四号

奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

奈良県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の五」を「千分の一」に改める。

附　則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県条例第三十五号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

（旅館業法施行条例の一部改正）

第一条　旅館業法施行条例（昭和二十四年一月奈良県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条第一項第二号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条を第二条とする。

第一条として次の一条を加える。

（構造設備の基準）

第一条　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第十一号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備が設けられていること。

ア　床面積は、三・三平方メートル以上であること。

イ　玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）のすべてが必ず通過する場所に設けられていること。

ウ　宿泊者等と直接面接できる構造であること。

エ　受付台が設けられていること。

オ　客室のかぎを保管する設備（宿泊者等が客室のかぎを自動的に受け取れる構造でないものに限る。）が設けられていること。

二　施設の規模に応じた適当な広さのロビー並びにいす及びテーブル式の食堂並びに調理室を有すること。

三　洋式の構造設備による客室の数は、総客室数の二分の一以上であること。

四　次に掲げる要件を備えた客室が設けられていること。

ア　宿泊者等の衣類その他携帯品を安全に保管することができる設備を有すること。

イ　浴室又はシャワー室、便所及び洗面設備を有すること。ただし、共同用のものが、浴室又はシャワー室にあつては施設の適当な場所に、便所又は洗面設備にあつてはそれらを有しない客室が属する階ごとに設けられている場合は、この限りでない。

ウ　和式の構造設備による場合は、次項第一号に該当するものであること。

五　施設の規模に応じた冷房の設備を有すること。

六　共同用の浴室又はシャワー室が設けられている場合は、次の要件を満たすものであること。

ア　男子用及び女子用の区分があること。

イ　外部から見通されない構造であること。

ウ　男子用及び女子用のものが隣接して設けられている場合は、相互に見通すことができない構造であること。

エ　男子用及び女子用の脱衣室が設けられていること。

七　共同用の便所が設けられている場合は、当該設置箇所ごとに適当な数の大便器及び小便器を有すること。

八　共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられている場合は、その便所とは、扉等で区画されていること。

九　施設の適当な場所に寝具類の保管設備を有すること。

十　寝具類は、定員数以上保有していること。

2　令第一条第二項第十号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等とは、壁又は板その他これらに類するもので区画されていること。

二　宿泊者等が玄関において靴等を脱がずに客室を利用できる施設にあつては前項第二号に掲げる基準に適合するロビー、その他の施設にあつては次に掲げる要件を備えた玄関広間が設けられていること。

ア　床面積は、五平方メートル以上であること。

イ　宿泊者等の定員に応じた靴等の保管設備が設けられていること。

三　施設の規模に応じた暖房の設備を有すること。

四　前三号に掲げるもののほか、前項第一号（客室の出入口にかぎのついていない施設にあつては、オを除く。）、第四号ア、第六号及び第八号から第十号までに掲げる基準に適合するものであること。

3　令第一条第三項第七号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。

二　階層式寝台が設けられている場合は、一寝台の大きさは、幅〇・九メートル以上、長さ一・八メートル以上であり、二段までであること。

三　施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する施設が設けられていること。

四　前三号に掲げるもののほか、第一項第六号（ア及びエを除く。）及び第八号から第十号まで並びに前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

4　別表に掲げる地域内においては、令第一条第一項第十一号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準、同条第二項第十号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準又は同条第三項第七号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第一項各号、第二項各号又は前項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一　施設の外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

二　宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。

三　ロビー又は玄関広場が設けられている場合は、玄関帳場に接続していること。

四　浴室又はシャワー室は、壁等で区画され、これらの内部が当該浴室又はシャワー室の外から見通すことができない構造であること。

五　動力により振動し、又は回転するベッド、横臥（が）している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けて

あるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者等の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと。

5　令第一条第四項第五号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　一客室の床面積は、五平方メートル以上であること。

二　第二項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、客室の出入口には、施錠設備を有すること。

三　客室には、寝具類の保管場所が設けられていること。

四　施設の規模に応じた適当な広さの洗濯場及び物干場を有すること。

五　前各号に掲げるもののほか、第一項第六号（ア及びエを除く。）、第八号及び第十号に掲げる基準に適合するものであること。

6　季節的状況、地理的状況その他特別の事情により前各項に定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条関係）

一　次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートル以内の区域

ア　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第二条第四項に規定する一団地の官公庁施設

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

ウ　図書館法第二条第一項に規定する図書館

エ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設

オ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

カ　博物館法第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

キ　社会教育法第五章（第四十二条を除く。）に規定する公民館

ク　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第十一号に掲げる隣保事業により設置された隣保館

ケ　青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの

コ　体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの

二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められている商業地域（風致地区を除く。）を除く県の全域

（奈良県理容師法施行条例の一部改正）

第二条　奈良県理容師法施行条例（平成十二年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「という。）」の下に「及び理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。以下「令」という。）」を加える。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第二条　令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

一　理容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容を行う場合

二　児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容を行う場合

三　前二号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものと

して知事が定める場合

（奈良県美容師法施行条例の一部改正）

第三条　奈良県美容師法施行条例（平成十二年三月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「という。）」の下に「及び美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号。以下「令」という。）」を加える。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第二条　令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

一　美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で美容を行う場合

二　児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して美容を行う場合

三　前二号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして知事が定める場合

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置の規則への委任）

2　この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3　奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「第二条第七号イただし書」を「第三条第七号イただし書」に改め、同表の十九の項中「第三条第八号ただし書」を「第四条第八号ただし書」に改め、同表の二十の項中「第三条第八号ただし書」を「第四条第八号ただし書」に改める。

【定　価】　一か月　八百円　　一部売り　一枚につき十一円（共に送料、消費税別）

発　行

奈　良　県

奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一㈹

印　刷

株式会社　春　日

奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七二二二㈹